

平成30年7月豪雨対応により影響を受けた方への特例措置について

平成30年7月豪雨により、被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨による災害は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2項第1項に規定する特定非常災害として指定されました。

これにより、同法第3条第2項の規定に基づき、特例措置が定められることとなりましたので、お知らせいたします。

1. 特例措置の対応

今回の措置は、平成30年7月豪雨に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県内のうち災害救助法が適用された市町村）に住所を有する出願者、育成者権者が対象となります。

災害救助法の適用地域は以下のページでご確認いただけます。

[\(平成30年7月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について\)](#)

2. 特例措置の内容

- ① 品種登録の未譲渡性の期間の経過に関わらず登録を受けることができる期間の延長

以下の条件を全て満たす場合、品種登録の未譲渡性（※）の期間の経過に関わらず、品種登録を受けることができる期間が平成30年11月30日までに延長されます。（[参考図](#)）

ア 平成29年度6月28日から同年11月30日までに、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において最初に業として譲渡されたものであること

イ 出願者が、平成30年7月豪雨に際し、災害救助法が適用された地域に住所を有すること

※ 日本国内において、品種登録出願の日から1年さかのぼった日前に、業として譲渡されていた場合には、品種登録を受けることができない（種苗法第4条第2項本文）

- ② 品種登録の登録料の納付期間の延長

以下の条件を全て満たす場合、登録品種の登録料の納付期間が平成30年11月30日まで延長されます。(参考図)

ア 平成30年6月28日から平成30年11月29日までに種苗法第45条第5項又は第6項の登録料の納付期間が満了するものであること

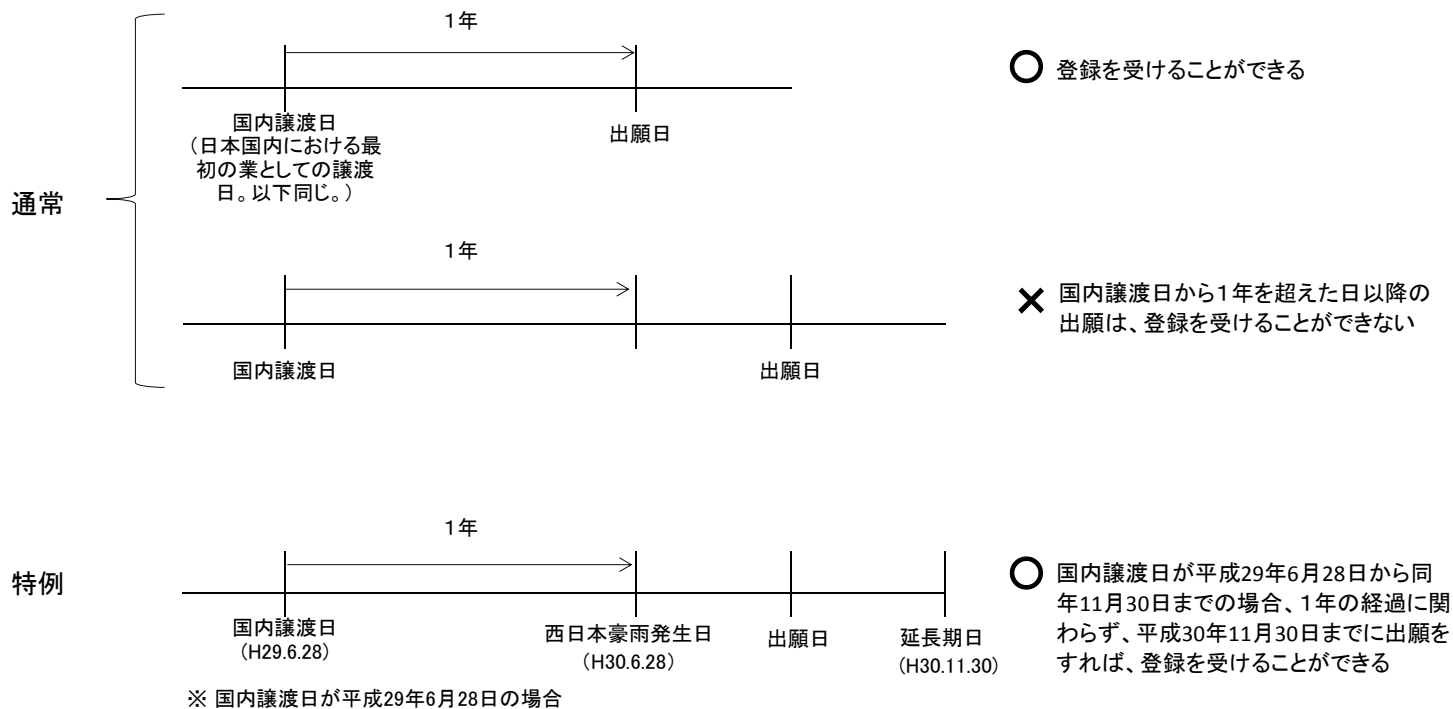
イ 育成者権者が、平成30年7月豪雨に際し、災害救助法が適用された地域に住所を有すること

3 問合せ先

御不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

- ① 上記2の措置①については知的財産課種苗室審査運営班
農林水産省電話番号：03-3502-8111（内線4299）
- ② 上記2の措置の②については知的財産課種苗室審査運営班登録担当
農林水産省電話番号：03-3502-8111（内線4301）

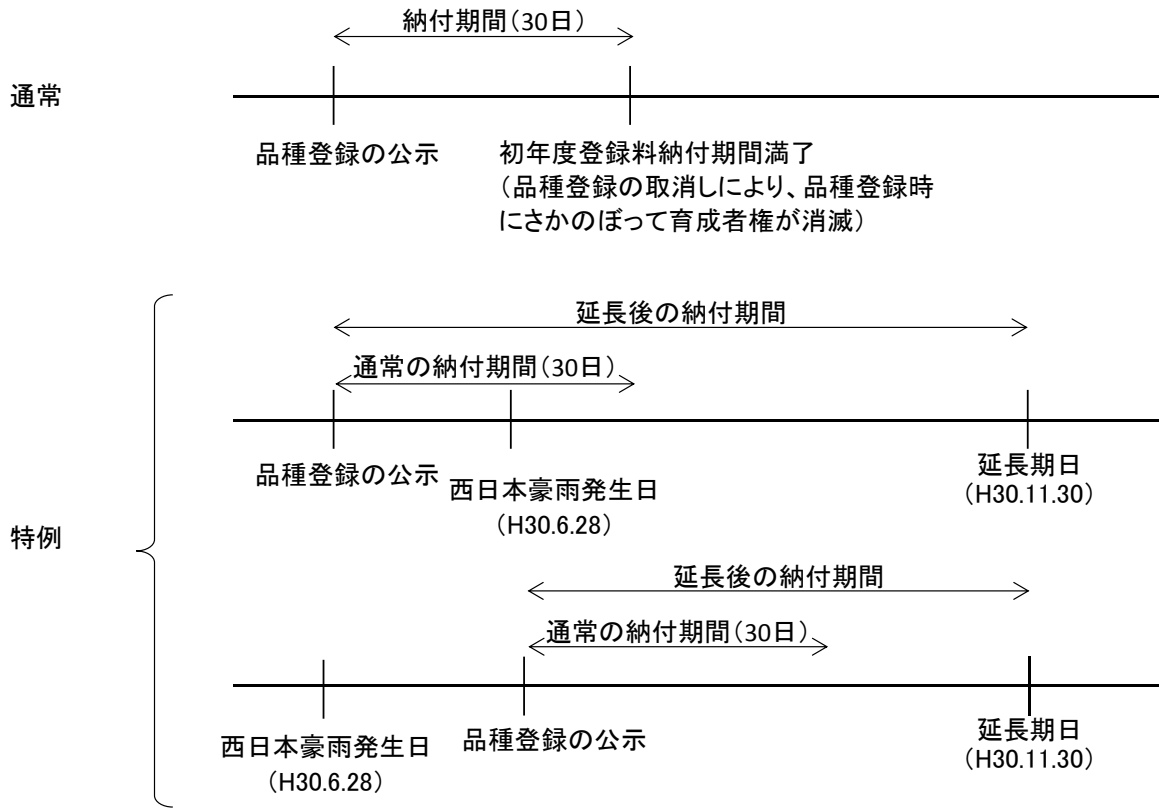
品種登録を受けることができる期間についての特例



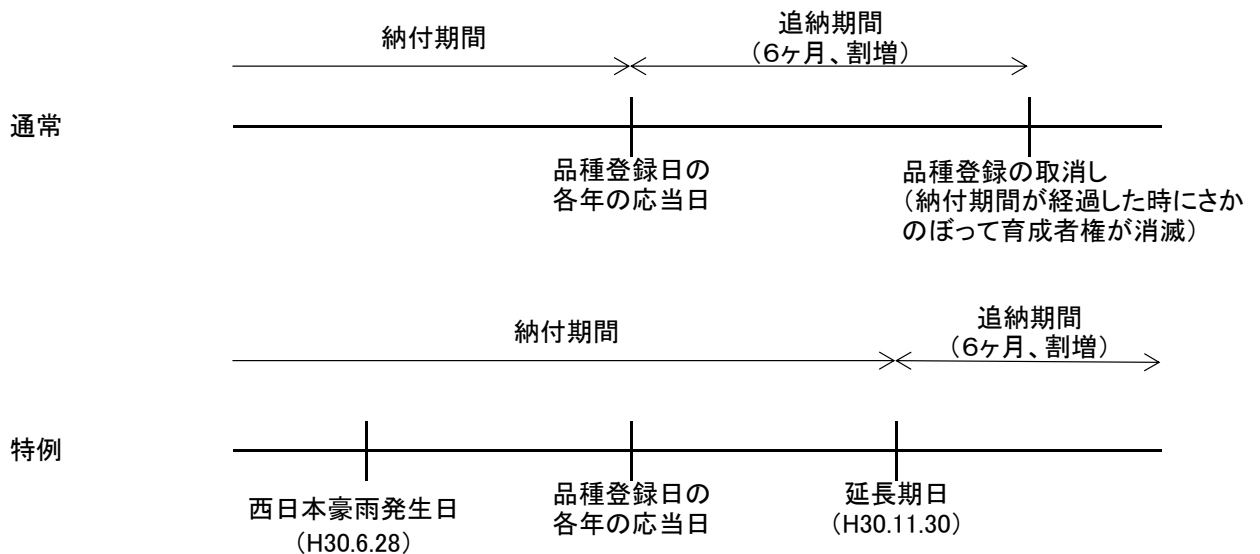
(元のページに戻ります)

品種登録の登録料の納付期間の延長についての特例

第1年分(法第45条第5項)



第2年以降(法第45条第6項)



(元のページに戻ります)